

2026年4月14日

各 位

委 託 会 社 名 大和アセットマネジメント株式会社  
 代表者の役職氏名 代表取締役社長 佐野 径  
 担当者の役職氏名 商品企画部 長尾 健司  
 (連絡先 0120-106212)

## 上場投資信託 (ETF) の投資信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託 (ETF) の投資信託約款を変更することを決定しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 銘柄名 (銘柄コード)

iFreeETF インド Nifty50 (233A)

#### 2. 変更内容および変更理由

##### ① 追加設定および一部解約の申込単位の変更

日本証券クリアリング機構による債務負担を前提としたETF清算制度の利用にあたり、受渡金額算出時の端数の発生を防ぐため、以下のとおり、追加設定および一部解約の最低申込単位を、1口単位から基準価額表示口数単位に変更します。(下線部を変更)

追加設定・一部解約の申込単位

現 行：500口以上1口単位

変更後：500口以上100口単位

##### ② 追加設定および一部解約の受付停止日の変更

投資家の利便性向上のため、以下のとおり、追加設定および一部解約の受付停止日を削減します。(下線部を変更)

追加設定・一部解約の受付停止日

現 行：計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)

変更後：計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内)

※ 上記①および②の約款変更は、直接委託会社に追加設定または一部解約を申し込む際の変更であり、東京証券取引所における売買方法に変更はありません。

#### 3. 日程

2026年5月28日まで 金融庁へ届出

2026年5月29日 変更日

#### 4. 変更に関する書面決議手続き

当該投資信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きは行ないません。

#### 5. 信託約款の新旧対照表

変 更 後	現 行
(受益権の申込単位および価額)	(受益権の申込単位および価額)

変更後	現行
<p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、500口以上<u>100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～③ （略）</p> <p>④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。なお、第1号または第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込を受け付けることがあります。</p> <p>1. 第38条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して<u>3営業日以内</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して<u>4営業日以内</u>）</p> <p>2.～3. （略）</p> <p>⑤～⑦ （略）</p>	<p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、500口以上<u>1口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～③ （略）</p> <p>④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。なお、第1号または第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込を受け付けることがあります。</p> <p>1. 第38条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して<u>4営業日以内</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して<u>5営業日以内</u>）</p> <p>2.～3. （略）</p> <p>⑤～⑦ （略）</p>
<p>（信託契約の一部解約）</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、500口以上<u>100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約請求の受付を停止します。なお、第1号または第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により受益権の一部解約請求を受け付けることがあります。</p> <p>1. 第38条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して<u>3営業日以内</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して<u>4営業日以内</u>）</p> <p>2.～3. （略）</p> <p>③～⑧ （略）</p>	<p>（信託契約の一部解約）</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、500口以上<u>1口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約請求の受付を停止します。なお、第1号または第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により受益権の一部解約請求を受け付けることがあります。</p> <p>1. 第38条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して<u>4営業日以内</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して<u>5営業日以内</u>）</p> <p>2.～3. （略）</p> <p>③～⑧ （略）</p>

以上